

福祉用具専門相談員更新研修

(ふくせん認定)



一般社団法人
全国福祉用具専門相談員協会

ふくせんでは、

福祉用具貸与事業所へのより専門的知識および経験を有する者の配置を促進することを目的に、「より専門的知識、経験を有する福祉用具専門相談員」の養成を目指す研修として、「福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)」を構築しました。

<新研修のガイドライン>

- ◎ 福祉用具貸与事業所へのより専門的知識および経験を有する者の配置を促進する
- ◎ 実践の場で専門性を発揮できる知識・スキルを発揮し続ける
- ◎ 能力の維持と新たな知識のキャッチアップするため、3年に1度の更新制度の導入する

福祉用具専門相談更新研修(ふくせん認定)

1. 研修の目的

高齢社会が進むにつれて、介護人材の確保とともに、自立支援、介護負担の軽減に資する福祉用具や、実用化が進められている介護ロボット等の積極的な活用が期待されている。そして、これらを適切なサービスとして提供するためには、個々の福祉用具利用者の心身の状態はもとより、住まい方、生活目標、さらに福祉用具を用いた生活に対する心理的抵抗への対応も望まれている。また、医療との連携においてもこれまで以上に多くの情報共有の必要性が高まり、多職種間の連携がより重要となっている。こうした状況に対応していくためには、福祉用具専門相談員の更なる専門性の向上が課題とされている。

このような中、平成25年12月の社会保障審議会介護保険部会の意見書では、「さらなる専門性向上等の観点から、福祉用具貸与事業所に配置されている福祉用具専門相談員の一部について、『より専門的知識及び経験を有する者』の配置を促進」することの検討が求められている。

そこで、「より専門的知識及び経験を有する者養成研修」では一定の経験を有する福祉用具専門相談員が、「より専門的知識及び経験を有する福祉用具専門相談員」として、実践の場で専門性を発揮するために必要な知識・スキルを定期的に確認、習得、更新することを目的とする。なお、「より専門的知識及び経験を有する者養成研修」は能力の維持と新たな知識のキャッチアップのため3年ごとの更新制とする。

2. 研修対象者(受講要件)

- ・ 福祉用具専門相談員としての3年程度の実務経験を有すること。
- ・ 自身が担当した事例(福祉用具サービス計画書等)を提出できること。

3. 研修方法と日程

※定員に満たない場合には、開催を中止することがありますので、ご了承ください。

20時間(3日間)の講義・演習

1日目:2019年3月 5日(火) 9:45~19:30

2日目:2019年3月19日(火) 10:00~18:50

3日目:2019年3月28日(木) 10:00~17:30

4. 研修受講料

会員:27,000円(税込) 一般:30,000円(税込)

5. 研修会場

日土地山下町ビル 2階研修室 (横浜市中区山下町23 日土地山下町ビル2階)



※会員とは、一般社団法人福祉用具相談専門員協会(ふくせん)又は(公社)かながわ福祉サービス振興会の会員をいいます。

主催:一般社団法人福祉用具相談専門員協会

福祉用具専門相談員更新研修（ふくせん認定）

5. 研修カリキュラム

福祉用具専門相談員として、より専門性の高い知識を習得し、実践に役立つ内容です。

- ・実践する能力を養い、経験に基づいたより専門性の高い知識と手法
- ・多職種との連携、サービス担当者会議等での発言力強化を目的とした実践的内容
- ・課題解決、参加型の演習による福祉用具サービス計画事例を用いた自己点検、相互点検

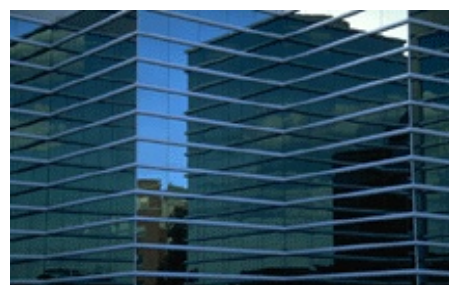
回	日程	時間	科目名
1	3/5 (火)	9:45~10:00	研修の目的と専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員に求められる役割
		10:00~10:50	介護保険制度の最近の動向
		11:00~11:30	福祉用具と福祉用具専門相談員の役割
		11:30~12:00	最近の福祉用具の動向・活用
		13:00~13:50	こころとからだのしくみの理解、障害の理解発達と老化の理解
		14:00~14:40	認知症の理解
		14:50~15:40	介護技術と福祉用具
		15:50~16:40	コミュニケーション技術
		16:50~19:30	ケアチームにおける福祉用具専門相談員の役割
2	3/19 (火)	10:00~11:30	住環境と住宅改修
		11:40~12:40	福祉用具の特徴と活用
		13:40~16:10	福祉用具貸与計画書等の作成
		16:20~18:50	業務プロセスに関するスキルの向上
3	3/28 (木)	10:00~16:00	総合演習
		16:30~17:30	修了評価

6. 研修講師

各科目に関係する国家資格を持ち、福祉用具だけでなく、高い専門性と幅広い知識を持ち、全国でも講師としても高い評価を得ている方が担当します。

7. 研修テキスト

(仮)福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)テキスト
※研修初日配布予定



福祉用具専門相談員更新研修（ふくせん認定）

8. 研修受講にあたる提出物

受講申込後、次の書類の書式等の案内を郵送しますので、研修初日に必ずご持参ください。

（①②③ともに提出できない場合には、研修を修了できません）

① 業務経歴証明書 <所属事業所の証明印が必要です>

② 福祉用具専門相談員研修修了証の写し

③ 受講生自身が担当した事例で作成した福祉用具サービス計画書

<自身の担当した利用者の基本情報や利用者計画が記載されているシートを個人情報that露呈しないように黒塗り等したもの>

9. 研修修了評価

次の項目の要件が、本研修の修了にあたる合格基準です。

① 3日間すべての講義・演習に参加すること

② 「修了評価」の筆記試験にて合格基準に到達すること

10. 研修修了証

本研修の主催は「一般社団法人全国福祉用具専門員協会（ふくせん）」です。

各受講生の研修修了評価の合格基準を確認した後、「一般社団法人全国福祉用具専門員協会」より修了証が交付されます。

11. 研修運営・研修申込

本研修の運営は、（公社）かながわ福祉サービス振興会です。

お問い合わせやお申し込みは、次の【申込み・問い合わせ先】にお願いします。

① お申し込みは、指定の「受講申込書」をFAXまたはご郵送ください。

② 「受講申込書」受付後、受講にあたる案内と必要書類等を郵送いたします。

【申込み・問い合わせ先】

（公社）かながわ福祉サービス振興会 かなふく人財センター 福祉教育課

住所：〒231-0023 横浜市中区山下町23番地 日土地山下町ビル9階

TEL： 045-210-0788（直通） FAX： 045-671-0295

※（公社）かながわ福祉サービス振興会は、
「一般社団法人全国福祉用具専門員協会（ふくせん）」より
研修実施機関としての承認を受け、本研修を運営しています。



運営：公益社団法人かながわ福祉サービス振興会

※当用紙に記入の上、FAXにて送信ください※

受講申込書

公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 福祉教育課行

FAX:045-671-0295

〒231-0023 横浜市中区山下町23番地 日土地山下町ビル9F

福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)

日程	2019年3月5日(火)・19日(火)・28日(木)
場所	日土地山下町ビル2階研修室(横浜市中区山下町23)

(申込日: 年 月 日)

フリガナ			性別	福祉用具専門相談員としての実務経験年数	
お名前			男・女	年	
所属法人名					
所属事業所名					
保有資格	1. 福祉用具専門相談員 ※受講にあたって必須 2. 介護福祉士 2. ケアマネジャー 3. 社会福祉士 4. その他 ()		福祉用具専門相談員の修了年月日	(西暦)	年 月 日修了
ふくせんの会員の有無	ふくせん会員No.		非会員	ながわ福祉サービス振興会の会員の有	
				法人会員 ・ 一般	
自宅	住所	〒			
	電話番号				
勤務先	住所	〒			
	勤務先名				
	電話番号		FAX番号		
連絡先(郵送先)	1. 自宅 2. 勤務先 3. その他※ ※その他の場合には、次の連絡先欄にご記入ください				
連絡先 ※自宅又は勤務先と異なる場合にはご記入ください	宛先				
	住所	〒			
	電話番号		FAX番号		
	メール				

※受講要件は、福祉用具専門相談員の資格を持ち、3年程度の実務経験があることが必要です。

※受講の際、受講生自身が作成した福祉用具サービス計画書の提出が必要です。

※受講手続きにあたり、所属する事業者の長から実務経歴証明書(経歴以上の確認)を得ることが必要です。

※受講にあたる詳細な案内と提出物の案内は、申込受付後、郵送します。書類が届きましたら、必要事項にご記入の上、ご返送ください。

※キャンセルする場合には、研修開始日15日前までに必ずご連絡ください。

※キャンセル料は、研修開始日14日前以降から受講料全額頂戴しますので、ご注意ください。(返金は致しません)